



消費生活ほっとニュース 第79号 令和4年10月10日発行



◆◆ INDEX ◆◆

1. 「靈感商法」「開運商法」にご注意ください！
～格安の人生鑑定の広告を見て出かけたら、高額な祈禱を勧誘された?!～
2. 一度だけの質問サイト利用のつもりが、いつのまにか会員登録に！
～定期的に料金を支払うサブスクリプション契約では？内容をよく確認しましょう～
3. 〈お知らせ〉区民ひろば開催
 - ①出前講座『高齢期における生命保険との付き合い方』
 - ②出前講座『省エネ・節電！～上手な電気の使い方～』
 - ③出前寄席『悪い輩に気を付けて！』



「靈感商法」「開運商法」にご注意ください！
～格安の人生鑑定の広告を見て出かけたら、高額な祈禱を勧誘された?!～



◆消費者注意情報◆

○相談事例

初回なら数千円で人生鑑定してもらえるという折込チラシを見て、家族と一緒に出向いた。「親類で早世した人の霊が災いしている。よりよい人生を送るために100日の祈禱が必要」と言われ、100万円以上の祈禱を勧められた。断ったが長時間勧誘され、申込書にサインをしてしまった。断りたいが、どうしたらよいか。（70歳代：女性）

○ココに注意！

◇人の弱みに付け込んだ勧誘に注意しましょう。

多くの人は何らかの不安や悩みを抱えています。そうした悩みや身内の不幸など、人の弱みにつけ込んで高額な祈禱や商品等を勧誘する事業者に関する被害の相談が寄せられています。

初回の格安な料金に惹かれ、気軽に鑑定や占いを申し込むと、不安感をあおられたり不幸になるなどと脅されたりして、長時間の勧誘を受け、高額な契約をしてしまいかねません。あわてて判断せず、冷静に考えましょう。





◇出向いた先で高額な契約をした場合は、解約できる可能性があります。出向いた先で勧誘を受けて、商品やサービスを契約した場合は、訪問販売（アポイントメントセールス）に該当するため、契約書交付日から8日以内ならクーリング・オフできます。すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。勧誘時に恐怖を覚えるような勧誘を受けた場合は、警察にも情報提供してください。



一度だけの質問サイト利用のつもりが、いつのまにか会員登録に！
～定期的に料金を支払うサブスクリプション契約では？内容をよく確認しましょう～



◆消費者注意情報◆

○相談事例

3か月前、「初回はトライアル500円」と書かれたインターネットの質問サイトを利用するため、1回だけのつもりでクレジットカード番号を入力した。その後一度も利用していないのに、先月、クレジットカードから4500円が引き落とされていた。会員登録されているのなら解約したい。どうしたらよいか。(70歳代)

○ココに注意！

◇インターネットの質問サイトでの解約トラブルが多発しています。

- インターネットの質問サイトは、会員登録して定期的に会費を支払うことにより利用できる「サブスクリプションサービス」の契約になっている場合があります。
- 初回のみのお試し価格を設定している場合、すぐに解約手続きを行わないと定期的に料金がかかるということがわかりにくいサイトもあります。
- 解約方法がわかりにくかったり、解約したつもりができていなかったりする場合があるため、注意が必要です。



◇通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。申し込み前に必ず確認しましょう。

- 申し込み前の最終画面で、**契約内容や契約条件を必ず確認**しましょう。
- **解約の方法、条件、解約時の連絡手段の確認**も必要です。
- 契約した画面や登録した情報は、確認できるようにスクリーンショットなどで保存しましょう。

◇不安や疑問を感じた場合は、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

2022年6月から、通信販売で内容を誤認させるような表示や、価格や回数などの重要事項を表示していない場合には、消費者が取消しを主張することができるようになりました。

困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

